

令和4年(2022年)3月25日

長野県健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係 乳肉・動物衛生係
(課長)吉田徹也 (担当)矢島康宏 高井剛介 飯塚春彦

TEL : 026-235-7155 (直通) 内線 2661 2656 2658

FAX : 026-232-7288

E-mail : shokusei@pref.nagano.lg.jp

「令和4年度長野県食品衛生監視指導計画(案)」に対する 県民の皆様からのご意見募集結果について

「令和4年度長野県食品衛生監視指導計画」の策定にあたりましては、県民の皆様からご意見を募集したところ、合計6件(2通)の貴重なご意見等をいただきました。

お寄せいただいたご意見とこれらに対する長野県の考え方につきましては、案件ごとに検討してまとめ、計画に反映させていただきました。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

1 ご意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和4年(2022年)1月18日から令和4年(2022年)2月16日まで
- (2) 募集方法
郵送、ファクシミリ、電子メール、ながの電子申請
- (3) 受付数
6件(2通)
- (4) ご意見の内容と県の考え方は別紙「令和4年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見と県の考え方」のとおり

令和4年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

| お寄せいただいたご意見等 | 県の考え方(対応等) |
|---|--|
| <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、テイクアウト・宅配サービスの利用が増えています。事業者によっては、テイクアウトに初めて対応するケースも見受けられます。事業者における、出来上がってから提供・配達するまでの管理について、消費者の購入後から食べるまでの管理について、それぞれ指導や啓発の中で、できれば基準を示して触れる必要があると考えます。</p> | <p>テイクアウト・宅配サービスに係る食品の衛生管理については、本計画においても重点監視指導項目として位置付けております。テイクアウト・宅配サービス利用時の注意すべき衛生上の管理点等については、県のホームページやリーフレットで事業者・消費者向けに周知しておりますが、引き続き立入監視や講習会などを通じた指導・啓発に努めてまいります。</p> |
| <p>令和3年度は、HACCPに基づく衛生管理や食品等の自主回収報告制度が義務化される等、食品衛生法の一部改正による制度が大きく変わる中での監視・指導を鋭意努力されたことを評価します。しかし、事業者における食中毒は令和2年度7件99人から令和3年度3件155人と件数は減少したものの患者数は増加する等、規模が大きくなっています。HACCPはあくまでも管理の手段であり、継続して順守・維持されているかの定期検査を強化し、小規模事業者に対するHACCPに準じた衛生管理の推進に取り組まれることを希望します。</p> | <p>ご意見のとおり、HACCPに沿った衛生管理は導入することが目的ではなく、いわゆるPDCAサイクルによる継続的な改善活動が重要です。食品衛生監視員による立入検査は、衛生管理を客観的にCheck(評価)する機会でもあるため、本計画に基づいた監視指導を実施します。特に、小規模事業者に対しては、食品衛生監視員の立入検査や食品衛生推進員による巡回を通じて、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施状況の確認と手引書を活用した衛生管理の支援に努めてまいります。</p> |
| <p>食品衛生シンポジウムや食品安全・安心会議等は、新型コロナウイルスの感染状況によっては、実際に参集して開催することが困難です。貴重な学習機会となっているため、あらかじめ、オンラインで多くの県民が参加できるよう企画を進めていただくことを期待します。</p> | <p>ご意見のとおり、リスクコミュニケーション事業におきましては、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンライン開催などの実施方法について検討してまいります。今後も、リスクコミュニケーション事業を通じて、より多くの皆さまに食品の安全性等に関する正確な情報をお伝えし、相互理解が一層深まるよう努めてまいります。</p> |
| <p>みんなの食品安全・安心会議や食品衛生シンポジウム、食品衛生親子体験事業等の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催が見送られています。せっかくの機会ですので、さらにコミュニケーション機会を有効なものとするために、オンラインを取り入れる等、多くの市民が参加できるような工夫をするとともに、各取り組みの迅速な募集情報の公開についての検討を希望します。</p> | <p>リスクコミュニケーション事業の参加者の募集等につきましては、概ね2か月前に公表するよう努めております。また、ご意見のとおり、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンライン開催などの実施方法について検討してまいります。今後も、リスクコミュニケーション事業を通じて、より多くの皆さまに食品の安全性等に関する正確な情報をお伝えし、相互理解が一層深まるよう努めてまいります。</p> |

令和4年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

| お寄せいただいたご意見等 | 県の考え方(対応等) |
|--|---|
| <p>いわゆる健康食品に対する注意喚起や、放射性物質への不安に対する認識（基礎的な理解）、輸入食品や残留農薬に対する不安についても、科学的な裏付けを基にした情報を共有することが「安心」の確保につながると考えます。エビデンスのない情報に振り回される事のないよう、消費者自身もフードチェーンの一員であることをふまえた上で、SNSやオンラインを活用するなど丁寧な情報提供とさらなる啓発活動をすすめ、積極的な情報提供が行われることを期待します。</p> | <p>長野県食品安全・安心条例の基本理念において、食品の安全性の確保は科学的根拠に基づき行われるべきとされ、県及び食品関連事業者の責務のみならず、県民の皆さまの役割を果たすことにより行わなければならないとされています。自らの選択で豊かな食生活を送っていただくために、引き続き、「食品衛生情報発信事業」などにより正確かつ適切な食品の安全性に関する情報を提供し、県民の皆さまの安心につながるよう努めてまいります。</p> <p>また、オンライン開催などの実施方法を検討し、今後も「みんなの食品安全・安心会議」などのリスクコミュニケーションの場を設けてまいります。</p> |
| <p>「食品の安全」は消費者にとって重要な関心事です。ぜひ県のくらし安全・消費生活課と連携し、「消費生活サポーター」の皆さんに対しリーフレット配布のみならず、「食品の安全」情報についてメール配信で情報提供を行うなど、効果的な取り組みを希望します。</p> | <p>県では「食品衛生情報発信事業」によりメーリングリスト登録者に対して食中毒の発生や食中毒注意報の発出について情報発信をしております。また、厚生労働省や消費者庁が開催するリスクコミュニケーション事業などについても情報発信しております。</p> <p>今後もくらし安全・消費生活課と連携し、「消費生活サポーター」の皆さまに「食品衛生情報発信事業」に関する情報をお伝えし、メール配信により食品の安全性等に関する情報を効果的に提供できるよう努めてまいります。</p> |